

ご意見・ご提案		受付年月日	令和7年1月6日
件名	道路通行止の周知について		
内容	<p>2024年11月末に工事看板で表記のみであったが、12月24日に「解除中」がいきなり外され、近所の道に工事用通行止のバリケードがあり、ごみステーションにごみを出すことに支障があった。町内会には工事予告の文書を渡していなかったという事実が判明した。該当する地域に告知せず全面通行止を許可している玉島警察署交通課及び、浅口市に対して抗議する。</p>		
回答		回答年月日	令和7年2月12日
担当部課	産業建設部 建設業務課		
内容	<p>ご意見をいただいた市道の道路拡幅工事に伴う通行止についてですが、まず、道路管理者以外が道路の形状変更や、道路敷きに構造物等を設置する場合は、道路管理者の浅口市が許可を行い、それに伴う道路の通行止や道路規制などの許可は公安委員会が行います。</p> <p>このたび通行止のあった道路工事は、民間業者による開発工事であり、市には工事前に業者から道路形状変更等についての申請がありましたので、内容を精査した上で承認したものです。</p> <p>この開発工事にかかる実工事期間、及び通行止期間、交通規制を伴う周知など、詳細は市が事業主体ではないため市から周知を行うことはできません。ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>		